



情報モラル

岩手県立総合教育センター



情報モラルとは何か？

- **情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度**
「情報教育の実践と学校の情報化」より
- **たとえば、インターネットなどに代表される情報社会での著作権問題、エチケットやマナーにおける常識などをさす**
情報教育工学事典より



文科省「情報教育の実践と学校の 情報化」より

- ルールやマナーについて考える
個人情報や著作権の保護、情報の信頼性など
- 情報を扱うときに生じる責任について
考える
情報の被害者となるばかりではなく加害者とな
る恐れがある



「情報活用能力」とは

1. 情報活用の実践力

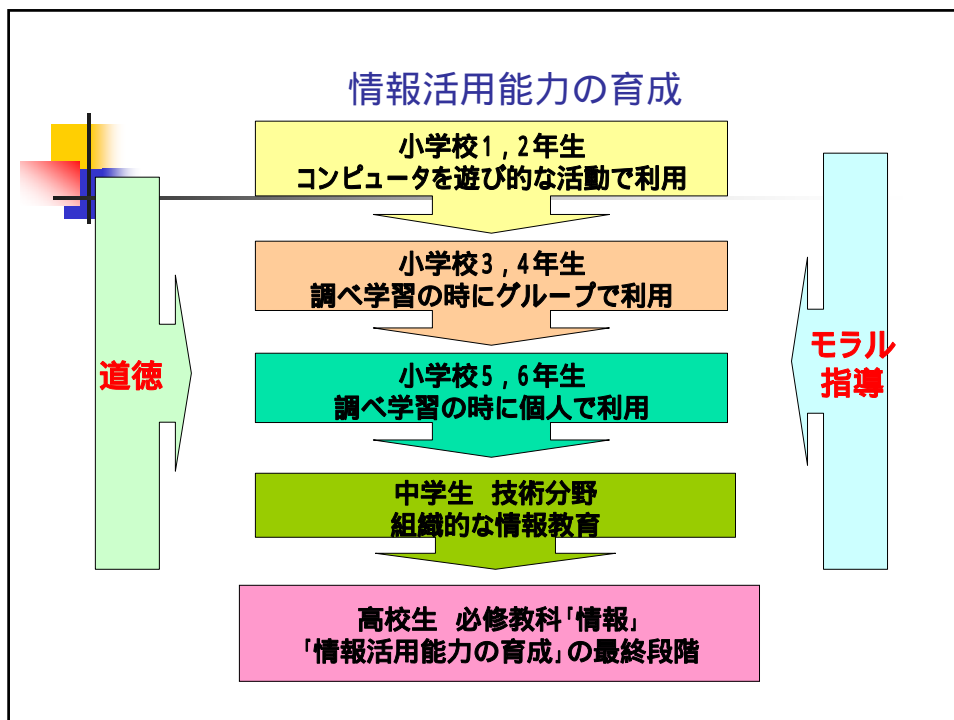
課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

2. 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

3. 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、**情報モラル**の必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度



基本的な考え方

- 他人に迷惑をかけない
向こう側に人がいることを理解し、相手の人権を尊重する
- 自分が被害にあわない
手軽さと無知がトラブルのもととなる
- 他人を不快にしない
相手への配慮を言葉や態度で示すことにより、求める情報が得られる
- 学校の責任を理解する
指導の主体は、学校にある



生徒や学校を加害者にしないために

- 「情報モラル」の指導の徹底
最初から常に触れていないと忘れる
- 発信先をつきとめることができる
児童生徒の座席を決めておくことが重要
- コピーは私的利用を超えると違法
著作権についての理解を深めること



情報収集場面での情報モラル

- 適正な手続きによる情報収集
- 著作権、工業所有権などの知的所有権の尊重
- 情報の信頼性についての意識
いくつかの情報源で調べて信頼性を確認する
- 情報の品質についての意識
不適切な情報や有害情報を判断し、それを見ない勇気の育成



インターネット利用上の注意

- みんなの学習のために自治体がお金を出して使えるようになった
- 興味本位ではなく、学習課題をもって利用する
- 全て本当のこととは限らない(事典ではない)
- 偶然に有害な情報が入ることがある



コミュニケーション場面での情報モラル

- マナーやエチケット
- 相手への配慮
- 1. コンピュータの向こう側に人がいることの認識
- 2. 相手の信頼度の確認(コミュニケーションの打ち切りを含む)
- 3. TPOに応じたメッセージの作成
- 4. 障害を持った方々への配慮



ネットワーク・エチケット

- 他人に迷惑をかけない
- 他人の誹謗や中傷を行わない
- 嘘の発言をネットワーク上に流さない
- 著作権、肖像権、知的所有権に配慮する
- 個人情報に掲載しない



情報発信場面での情報モラル

- プライバシーの保護
- 著作権などの保護
 1. データ等の不正利用をしない
 2. 他人の人権を侵害しない
- 情報を発信する場合の責任
 1. 正確な情報
 2. 引用元の明記
 3. 苦情の処理
 4. 他人への思いやり



著作権法 第三十五条

学校その他の教育機関において**教育を担当する者及び授業を受ける者**は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、**必要と認められる限度**において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。**



個人情報・肖像権

- 個人情報を外部に漏らさない
個人が特定できる情報をWebに載せない
懸賞やアンケートに注意、スパムメールは無視
- 写真撮影のマナー
人を撮影する時には、必ず断る
(何にどのように使用するか)
- パブリシティ権
著名人、アイドル等の財産としての肖像権



利用全般における情報モラル

- ガイドラインの遵守
- セキュリティへの配慮
- 生徒のデータをネットワーク上のPCに保存しない
- 犯罪に巻き込まれないための対応
- PCの利用者と利用時間を明確にする
- 健康への配慮
- 問題発生時の対応



学校(担当者)がやるべきこと

- ガイドライン(コンピュータ、インターネット)
の作成
- 維持、管理(データ、ID、機械、ソフト、
ホームページ等)
- 校内ネットワークの活用
- 利用の推進を前提とした利用計画と連絡調整
- ソフトウエアの購入、保管
- 情報モラル等の指導計画の作成
- 校内研修、渉外



ウィルスへの対策

1. メールの添付ファイルは、開く前にウィルス検査を行う
2. ダウンロードしたファイルは、使用する前にウィルス検査を行う
3. アプリケーションのセキュリティ機能を活用
4. セキュリティパッチをあてる
5. ウィルス感染の兆候を見逃さない
6. データのバックアップを行う
7. 最新のウィルス定義ファイルに更新しワクチンソフトを活用する



生徒や学校を加害者にしないために

- 「情報モラル」の指導の徹底
最初から常に触れていないと忘れる
- 発信先をつきとめることができる
児童生徒の座席を決めておくことが重要
- コピーは私的利用を超えると違法
著作権についての理解を深めること

平成15年度 公開講座「情報モラル」使用テキスト 目次

はじめに	1
第1章 「情報モラル」の考え方	3
1 「情報モラル」とは	3
2 学校教育における情報モラルの指導の在り方	6
3 指導計画の作成	8
第2章 情報収集場面での情報モラル	9
1 Web ページ閲覧上の留意点	9
(1)有害情報への対応	9
(2)Web ページの利用	11
(3)Web ページの閲覧に関する問題事例	12
2 情報の質についての意識	14
(1)誤情報	14
(2)デマ	14
(3)うわさ話	14
(4)有害情報か否か	14
不正アクセス禁止法(抜粋)	15
第3章 コミュニケーション場面での情報モラル	16
1 電子メールの送信	16
(1)記入上の留意点	16
(2)添付ファイル	16
(3)たくさんの人に同じメールを送る	17
2 電子メールの受信	17
(1)添付ファイル	17
(2)メール返信	18
3 メールングリスト	18
4 電子メールの利用に関する問題事例への対応	19
(1)迷惑メールへの対応	19
(2)デマメールへの対応	19
5 ネットケット(ネットワーク・エチケット)	20
6 相手への配慮	23
(1)インタビューなどの留意点	24
(2)写真撮影のマナー	25
第4章 情報発信場面での情報モラル	26
1 知的所有権の尊重	26
(1)著作権とは	26

(2)著作権制度の概要	26
(3)著作物の利用	27
(4)著作権についての問い合わせ先	28
2 個人情報について	30
(1)個人情報とは	30
(2)我が国の個人情報保護への取り組み	30
(3)個人情報について参考となるホームページ	31
3 肖像権について	32
4 ホームページ作成上の留意点	33
(1)ホームページ作成ソフトの起動とサイト構築	33
(2)ホームページの作成	35
著作権表示	41
5 情報発信時の画像の処理	42
6 著作権法 Q&A	43
第5章 利用全般における情報モラル	45
1 利用規定やガイドラインの遵守	45
(1)校内組織、体制づくり	45
(2)規定の整備	45
2 セキュリティへの配慮	46
(1)コンピュータウイルス	46
(2)ウイルスへの対策	47
(3)「アプリケーションのセキュリティ機能を活用すること」について	48
(4)「セキュリティパッチをあてること」について	55
(5)不正アクセス	56
(6)なりすまし	56
3 健康への配慮	59
(1)人間関係の希薄化	59
(2)仮想現実問題	59
(3)身体に与える影響	59
4 問題発生時の対応	61
(1)家庭との連携	61
(2)学校における対応	61
(3)相談機関	62
付録1 インターネット利用規程(案)	
付録2 保護者向け説明資料	
付録3 著作権法(抜粋)	
付録4 承諾書の例	
付録5 岩手県個人情報保護条例(抜粋)	
付録6 いわて教育情報ネットワークセキュリティーポリシー	